#  [参考]　用語集

| **用　語** | **解　説** | **掲載頁** |
| --- | --- | --- |
| ア行 | アウトリーチ | ▸手を伸ばす、手を差し伸べること。支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。 | 43 |
| 『いのち輝く未来社会』をめざすビジョン | ▸平成29年4月の万博誘致立候補を機に、万博のインパクトを活かしてオール大阪で目標を定め、取組を推進できるよう2018（平成30）年３月策定。▸ビジョンでは、「『健康』を重点ターゲットに健康寿命の延伸」と、「地域の健康づくり活動に加え、革新技術を最大限活用し、さらに万博のインパクトを活かして、いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の２つを目標に掲げ、「健康な生活」、「活躍できる社会」とそれを支える「未来を創る産業・イノベーション」の３つをめざす姿としてオール大阪で取組を進めている。 | ２ |
| OSAKAしごとフィールド | ▸就職活動中の方など、年齢・状況を問わず「働きたい」と思っている全ての人が利用できる総合就業支援拠点。▸求職中の方へはキャリアカウンセリングのほか、就職活動に役立つセミナーや職場体験などを実施。また、中小企業を対象に、セミナーやミニ面接会を行うなど、企業と若者を結び付ける事業を実施。 | 1930 |
| 大阪府福祉のまちづくり条例 | ▸大阪府では、全国に先駆けて平成4年に本条例を制定。▸本条例では、全ての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、安全で容易に利用できる施設の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進。 | 52 |
| 大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ▸平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、大阪府でも、これらの動きに的確に対応し、将来の大阪の人口動態を見据えた「大阪府人口ビジョン」と、今後５年間の方向性をとりまとめた「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年３月に策定（2018（平成30）年９月改訂）。▸人口減少・超高齢社会のもとで、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子・高齢化等が及ぼす影響や将来の課題を明らかにし、的確に対応することで、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図り、「持続的な発展」を実現する。  | ２ |
| カ行 | 介護保険サービス事業所 | ▸介護保険法に基づく、サービス提供事業所として指定を受けている事業所（平成12年度～）。▸居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所介護、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、短期入所生活介護等を提供する事業所をいう。 | 1924 |
| 基幹相談支援センター | ▸地域の相談支援の拠点として障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業などを地域の実情に応じて実施。▸府域に62ヶ所を設置（2018（平成30）年4月1日現在）。 | 21 |
| 行政の福祉化 | ▸府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅・教育・労働などの各分野の連携をもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用・就労機会を創出し「自立を支援する取組」であり、平成11年度より全庁的に進めてきたもの。▸大阪府では『行政の福祉化』のさらなる推進のため、基本理念である「障がい者、生活困窮者、ひとり親、就労困難者など生活に困難を抱える者を支援するため、『それぞれが持てる資源』を有効に活用すること」を大阪全体で共有し、『大阪の福祉化』をめざしている。 | 273053 |
| 居住支援法人 | ▸住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、外国人、被災者等の住宅確保に特に配慮を要する方）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。‣府内で47法人を指定（2019年１月末現在）。 | 505253 |
| サ行 | サービス圏域 | ▸主に中学校区を単位とした圏域。同圏域には、CSWや地域包括支援センター等の専門機関が配置・整備されており、地域の実情に応じたサービス提供を実施。 | 1719 |
| 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals） | ▸平成27年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標で、理念は「誰一人取り残さないこと」。SDGsは、国や自治体だけでなく、民間企業やNPO、住民など全ての関係者が、経済・社会・環境の三側面から総合的に取り組むことが求められている。▸かけがえのない地球を守り、持続可能な経済・社会・環境をどう実現していくのか、私たち一人一人が考え、それぞれが17のゴールのうち身近なもの、強みを活かせるものなどから、まずは行動を始め、更に周りと一緒になって活動を広げ、めざしていく目標。 | 2 |
| サ行サ行 | 市町村プラットフォーム | ▸「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、厚生労働省より示されたひきこもり状態のある方を支援するための市町村の体制▸自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元の中小企業、ひきこもり当事者会・家族会等の関係機関による支援や、地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのネットワーク | 28 |
| 社会的出身 | ▸本計画では、日本国憲法でいう社会的身分（人が社会において占める継続的な地位）又は門地に該当するものとして使用している。　なお、この言葉は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別なども含め幅広く例示するため、人権についての国際的基準として国連で採択された「世界人権宣言」（1948年12月10日、第3回国連総会決議）等から引用している。 | ４13 |
| 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） | ▸行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、市町村長が住民に対し付番する個人に一つの「個人番号」（マイナンバー）を利用して、行政機関等が社会保障・税・災害対策分野において個人情報を管理、検索する制度。▸社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるもの。 | 24 |
| 就職氷河期世代 | ▸就職期がバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず、多くの人が未就職、不安定就労等を余儀なくされた世代。概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業を迎えた世代を指す。 | 28 |
| 障害者差別解消法 | ▸障害者基本法に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化するものであり、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、制定されたもの。※正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）という。 | 11 |
| 障がい者相談支援事業所 | ▸障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等により市町村が実施する障がい者相談支援事業や指定特定相談支援事業所等、障がい者のための相談支援を行う事業所。 | 171937 |
| 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ | ▸教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質向上を図り、質の高い保育の安定的な供給に向けて、「長く働くことができる」職場を構築するため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアップの取組に応じた人件費の加算（処遇改善等加算Ⅰ）及び技能・経験を積んだ職員にかかる追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）を行うもの。 | 49 |
| 身上保護 | ▸成年後見制度において、後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。 | 35363740 |
| 生活福祉資金貸付制度 | ▸大阪府社会福祉協議会において、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を実施しており、令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を収入が減少した方々に拡大した緊急小口資金等の特例貸付を開始している。 | 11122729 |
| タ行タ行タ行 | 第三者委員 | ▸苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を促進するために、福祉サービスを提供する事業所に設置された第三者的な立場にある委員（平成12年度～）。▸社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士、事業所の評議員（理事は除く）、監事又は監査役等。 | 6061 |
| 地域貢献委員会 | ▸府社協では、地域福祉を推進するための課題として、社会的な援護を要する人々への支援、また、社会による排除・摩擦・孤立等をなくす地域社会を実現するために、市町村社協において、社会福祉施設等と連携し、地域住民のニーズに具体的に応えることのできる仕組みとして設置推進しているもの（平成15年より提唱、平成17年より組織化が本格化）。▸現在、地域のNPO法人や民間企業等、多様なメンバー構成により、31市町村社協（平成29年度末現在）が地域貢献委員会を設置し、地域課題に取り組んでいる。 | 215556 |
| 地域就労支援センター | ▸障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者の中で、働く意欲がありながら、就職できない就職困難者を対象に、就職困難者一人ひとりの状況に応じてきめ細かな就労に至る支援を大阪府独自の取組として展開（平成14年度に開始し、平成16年度より府内全市町村に設置）。▸就労支援コーディネーターを配置し、就職困難者等の求職や雇用に関する相談や、教育・福祉等の庁内関係セクションとの調整、関係機関や支援団体で構成される個別ケース会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランの作成をしている。▸大阪府は、地域のニーズに合った取組を進めるため、府内市町村（政令市除く）へ交付金を交付するとともに、専門知識や支援技法等の研修を実施するなど専門的かつ広域的な支援を実施。 | 1930 |
| 地域包括支援センター | ▸地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。府内各市町村に設置され、市町村又は社会福祉法人など市町村が委託する法人が運営し、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が従事している（介護保険法第115条の46）（平成18年度～）。▸主に中学校区を単位として設置。▸府域に268ヶ所を設置済み（2018（平成30）年９月３日現在）。 | 1719212426293337404246536265 |
| 地区福祉委員（会） | ▸校区福祉委員（会）や地区社会福祉協議会ともいう（名称は地域により異なる）。▸市町村社協の内部組織として概ね小学校区単位に結成された自主的な地域住民主体における見守りや声かけ活動等、多面的活動を行う組織。▸地区福祉委員会において地域福祉活動に取り組むボランティアを地区福祉委員という。▸大阪府独自の取組として、地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動を実施（平成9年度～）。 | 171920435565 |
| 当事者の会 | ▸障がいや病気、課題等を抱えた人が同様の問題を抱えている個人や家族と共に、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することで、支えあう組織。支えあいを通じて、地域で安心して生活できるための活動に取り組んでいる。 | 19 |
| 都市施設 | ▸多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園のこと（大阪府福祉のまちづくり条例第2条第2項第1号）。 | 5253 |
| ナ行 | 日常生活圏域 | ▸主に小学校区を単位とした最も身近な支援体制として地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員等による見守り等の活動を行う圏域。▸なお、市町村介護保険事業計画における「日常生活圏域」は主に中学校区を単位としており、本計画における定義とは異なる。 | 1719 |
| ハ行 | 福祉有償運送制度 | ▸道路運送法第78条第2項の規定による自家用有償旅客運送制度の一つ。福祉タクシー等による輸送サービスが十分提供されていない地域において、同法第79条の国土交通大臣の登録を受けたNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない高齢者、障がい者などに対して、有償（営利とは認められない範囲の対価）で行う自家用自動車による個別輸送サービスのこと。▸府域では、全市町村でこのサービスが提供されるよう、7つの運営協議会を設置し、NPO法人等の登録事業者の実施（事業の必要性や運送区域など）に係る協議や、各種課題について意見交換を実施。 | 5153 |
| 部落差別解消推進法 | ▸部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、部落差別の解消に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務につき明らかにしている。※正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）という。 | 11 |
| ヘイトスピーチ解消法 | ▸本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。※正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年６月施行）という。 | 11 |
| 方面委員制度 | ▸現行の民生委員制度の前身で、生活困窮者の保護・救済・指導に当たった委員。大正7年（1918年）、米騒動直後にドイツの例を参考に大阪府に設置され，以後各道府県に普及した。のち方面委員令（昭和11年（1936年））によって道府県に必置となり昭和21年（1946年）まで存続。 | ４ |
| ヤ行 | ユニバーサルデザイン社会 | ▸誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる社会のこと。▸大阪府では、国の行動計画（※）をもとに、2018（平成30）年6月に策定した「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の柱に沿った取組の推進を図っている。（※）東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の成功と、大会レガシーとしての共生社会に向けた政府の行動計画である「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）。 | 13 |
| ラ行 | 隣保館 | ▸地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく隣保事業を実施。▸「地域共生社会」の実現に向けた市町村における体制整備において、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している関係機関の一つ。 | 19212223262829 |